

## 引き上げ分の地方消費税収が充てられる社会保障施策に要する経費

消費税率は、平成26年4月1日より5%から8%へ引き上げられ、その引き上げ分の地方消費税収（市町村においては地方消費税交付金）については社会保障施策に要する経費に充当する旨地方税法に明記されました。本表はその引き上げ分の地方消費税交付金の充当先を以下のとおり示すものです。

（歳入）

・市町村交付金（社会保障財源化分）253,086千円

参考：地方消費税交付金総額 594,029千円（内一般財源化分340,943千円）

（歳出）

・社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 4,293,211千円

【内訳】

地方単独事業 2,186,947千円、国庫補助事業 1,891,525千円、

投資的経費 11,301千円、公債費 99,862千円、共済費負担金 103,576千円

[引当項目一覧]※社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費の内地方単独事業分

(単位：千円)

費目	経費	財源内訳			一般財源のうち 事務職員人件 費等	事務職員人件 費等を除いた 一般財源	うち消費税交 付金引き上げ 分の額
		特定財源		一般財源			
		国県支出金	その他				
総合福祉	64,416	20		64,396		64,396	7,452
うち 社会保障施策に要する経費	64,416	20		64,396		64,396	7,452
医療	1,644,102	323,970	253,048	1,067,084		1,067,084	123,489
うち 社会保障施策に要する経費	1,591,166	323,970	200,113	1,067,083		1,067,083	123,489
介護・高齢者福祉	943,156	6,138	57,874	879,144		879,144	101,740
うち 社会保障施策に要する経費	943,156	6,138	57,874	879,144		879,144	101,740
子ども・子育て	618,024	12,848	373,875	231,301		231,301	20,110
うち 社会保障施策に要する経費	560,328	12,677	373,875	173,776		173,776	20,110
障がい者福祉	13,148	261		12,887		12,887	35
うち 社会保障施策に要する経費	563	261		302		302	35
就労促進	29,090			29,090		29,090	0
うち 社会保障施策に要する経費				0		0	0
貧困・格差対策等	15,674	8,035	0	7,639	5,393	2,246	260
うち 社会保障施策に要する経費	15,674	8,035	0	7,639	5,393	2,246	260
合計	3,327,610	351,272	684,797	2,291,541	5,393	2,286,148	253,086
うち 社会保障施策に要する経費	3,175,303	351,101	631,862	2,192,340	5,393	2,186,947	253,086

※本表は平成28年度大田市決算統計に基づく「社会保障施策に要する経費」に関する調査において計算した社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費のうち、地方単独事業分に対して市町村交付金（社会保障財源化分）の振り分けを行ったものです。

※千円単位の端数調整の都合上決算額と数値が異なる場合があります。